

**「愛媛・南予の柑橘農業システム」他産地農法等調査業務  
委託事業委託業務仕様書**

**1 事業名**

「愛媛・南予の柑橘農業システム」他産地農法等調査業務委託事業

**2 事業の目的**

平成31年2月に日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」（以下「本システム」という。）の世界農業遺産認定取得に向け、認定取得に当たり重要な要素となる他の柑橘産地の農業システムに対する本システムの独自性及び優位性を導き出すことを目的とする。

**3 委託上限金額**

1,500千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

**4 委託期間**

契約締結の日から令和4年3月14日(月)まで

**5 事業内容**

他の柑橘産地の農業システムに対する本システムの独自性及び優位性を導き出すため、次のとおり他の柑橘産地の農業システムを調査し、本システムとの比較を行い、その結果を文書で報告する（比較対象となる本システムに係る資料は、協議会から貸与）。

(1) 調査対象地域

柑橘の主要産地から3地域を選定し、調査する（和歌山県有田市、静岡県浜松市（三ヶ日）及び熊本県熊本市（河内）を想定。）。

(2) 調査方法

下記の項目について、官公署や農業協同組合に対する電話、文書等による照会及び既存文献の調査を行う。なお、数値の報告が必要な項目について、既存資料がないことが判明した場合は、随時本協議会にその旨を報告し、指示を仰ぐこと。

ア 風土及び栽培形態の特徴

- ①立地条件（傾斜角度、標高、方位等）
- ②気候条件（日照、日射、降水量等）
- ③土壌の性質
- ④植栽距離、平均樹高、平均樹冠及びこれらに関する産地戦略
- ⑤栽培品種の数（品種名）、作出、収量及び生産額

イ 産地が抱える課題と対策

労働力確保、生産組織（共選）、価格下落 等

ウ 石積みの段々畑の面積

(3) その他

ア 講師等への謝金及び旅費を要する場合は、愛媛県の規則等を準用して見積もりを算定すること。

※謝金：県外講師 13,000 円/時間、県内講師 6,000 円/時間

(当日の事前打ち合わせを含む拘束時間で算定)

旅費：公共交通機関は実費、自家用車は 37 円/k m (高速料金は実費)

宿泊費が必要な場合は実費とするが、一般的な常識の範囲内で算定  
イ 上記以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 事業計画書及び報告の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

## 8 秘密保持及び個人情報の保護

### (1) 秘密保持

- ア 本件業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。
- イ 本件業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

個人情報については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。  
なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

## 9 その他

- (1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。

(4) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。